

シーレックスグループでは、役員および従業員一人ひとりがコンプライアンスの精神を持ち、社会から信頼され、必要とされる企業を目指して事業活動を進めています。

社会から信頼され必要とされる企業を目指して

私たちシーレックスグループは、コンプライアンスを単なる法令順守ではなく、企業倫理や社内規則、規程まで含めた規範の遵守と位置づけています。

公正な競争を通じて利潤を追求すると同時に、広く社会にとって必要な存在となるため、社内の行動基準として2004年に「行動基準10カ条」、2005年に「シーレックスグループ倫理綱領」を制定し、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

シーレックスグループ「倫理綱領」《顧客、取引先、他社、社会との関係》

1. 法令、社内規則、方針の遵守

私たちシーレックスの役員、従業員は、自らの業務に関連する全ての法令、規則及び社内規則、方針を遵守し、また自らの業務に適用される法令、規則及び社内規則、方針上の要請を確認し、理解することは、シーレックス取締役、役員、従業員の責任です。

2. 消費者・顧客の信頼を獲得する

私たちは、常に顧客の満足が得られる信頼性の高い製品とサービスをタイムリーに提供します。そのために、常に品質の継続的改善に努めます。

3. 取引先、協力会社との信頼構築

私たちは、公明正大、自由な競争のもとに、購入先の選定については合理的な判断を行い、購入先や協力会社とは誠実な取引関係を継続して高い信頼を得られるように努めます。

4. 会社情報・製品情報の保全

私たちは、顧客の情報、製品に係わる情報を適正に管理し、目的以外の使用はしません。

5. 接待、贈答等

私たちは、取引先と健全な関係を築き、社会通念を超える接待、贈答の收受はしません。

6. 広告・宣伝等

私たちは、広告・宣伝等の活動で事実と反する表示・表現や誤解を与えるおそれのある表示・表現は行わないよう努めます。

7. 地域社会との共生

私たちは、良き企業市民としての役割を自覚し、地域社会の活性化に向けてスポーツ・教育振興、自然保護・環境保全、福祉支援等の社会貢献活動を積極的に行ないます。

8. 環境との共生

私たちは、環境保護を尊重し、省エネルギー、省資源、廃棄物削減、化学物質の適正管理など環境保護活動を自主的、積極的に行うとともに環境配慮型商品の開発を行います。

9. 反社会的勢力との対決

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の介入は断固として排除します。またどのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、警察等の関係行政と密接に連携し、協力します。

10. 関係官庁、政治家との関係

私たちは、政治、行政とは透明度の高い健全な関係を構築します。

シーレックスグループ「倫理綱領」《従業員との関係》

1. 人権の尊重

私たちは、人権を尊重し、差別的取扱を排除します。また男女共同参画社会の実現に努めます。

2. プライバシーの保護

私たちは、プライバシーを尊重し、従業員の個人情報の適正な保護に努めます。

3. ハラスメントの排除

私たちは、いわゆるハラスメント(嫌がらせ)につながる行為を排除し、公正で明るい職場づくりに努めます。

4. 政治・宗教活動の禁止

私たちは、職場において、政治、宗教等の個人的な活動は行いません。

5. 勧誘活動の禁止

私たちは、職場において、個人や特定の団体の利益を図るような勧誘活動は行いません。

6. 会社財産の適正管理・使用

私たちは、会社の財産を私的な目的で使用しません。

7. 健康的な職場環境の維持

私たちは、健康的で安全で働きやすかつ生産的な職場環境づくりを推進し、従業員の福祉の充実に努めていきます。

8. 正しい報告

私たちは、事実に基づく正確な記録と報告を行います。

企業倫理相談窓口

シーレックスでは2006年7月に「企業倫理相談窓口設置規程」を制定し、シーレックスで働く従業員からのあらゆる相談に対応出来る相談窓口を開設しております。
万が一、法令・社内規定・倫理綱領に違反する行為を発見した場合、速やかに相談窓口へ通報することで早期に問題解決ができる社内制度を構築しております。
これらは、2006年4月に施行された「公益通報者保護法」に準拠しております。



●企業倫理相談窓口ポスター

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルス相談窓口

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントといった問題は今や重大な社会問題として取り上げられています。シーレックスでは、このような被害を受けた従業員が相談しやすいように外部に相談窓口を設け、問題の早期解決、再発防止に取り組んでいます。また、うつ病、統合失調症など『心の病気』に対するケアについても同様に専用の相談窓口を設け、メンタルヘルス対策を行っております。



公正な外注取引

●下請法の遵守

お客様の多様なニーズに応えるために、当社は数多くの協力事業者にご支援をいただいております。協力事業者との公正で適切な外注取引をおこなうには下請法の遵守が必要不可欠となります。シーレックスは、外注取引に関連する部門に対して必要な情報の伝達とコンプライアンス教育をおこない、これからも協力事業者との間でWIN-WINの関係が保てるよう取り組んでまいります。

●基本取引契約書の取り交わし

当社では、すべての協力事業者との間で「基本取引契約書」を取り交わし、公正かつ透明性の高い外注取引に努めています。



危機管理体制の整備(シーレックス事業継続計画書の策定)

シーレックスでは2007年より、大地震や大規模な自然災害により工場やオフィスが被災した場合を想定して事業継続計画(BCP)の策定に取り組んでいます。

取り組みの内容として、地震などの自然災害を想定した避難訓練や安否確認訓練の実施、重要業務のリスクの洗い出しや復旧シナリオの策定などを行っております。これらの総合的な災害対応能力の向上を図ることによりお客様に対する信頼性の確保を実現してまいります。

